

所得税の確定申告と市・県民税の申告

問合先 税務課

所得の申告は、所得税や市・県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、介護保険料などの算定や、所得証明書の交付にも必要です。2月12日～3月15日に各会場を実施しますので申告してください。

所得税

確定申告書を作成した結果、所得税の納付が必要となる人や次に挙げる人などは申告が必要です。

給与所得

- 給与収入が2千万円を超える
- 給与を1カ所から受けていて、その他の所得（退職所得を除く）の合計金額が20万円を超える
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった分の給与収入と、その他の所得（退職所得を除く）の合計金額が20万円を超える

公的年金など

- 公的年金などの年間収入金額が400万円を超える
- 公的年金などの年間収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円を超える

※右記に該当がなくても、所得税の還付を受ける場合などは申告してください。

市・県民税

平成31年1月1日現在、市内に住んでいる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する人は市・県民税の申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする
- ②給与所得または公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている
- ③市・県民税の非課税基準（所得28万円以下）に該当

※所得税が還付とならない人でも、申告していない控除（社会保険料や生命保険料など）がある場合は、市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額されることがあります。

お知らせ

○昨年、市の会場で確定申告をした人などには税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきや通知書が送付されます。申告書の作成に必要な予定納税額や利用者識別番号などが記載されていて、申告の際に必要です。

○今回からe-tax利用手続きにID・パスワード方式が加わりました。事前に税務署で発行されるID（利用者識別番号）と個人で設定するパスワードを使用することで、スマートフォンやパソコンで作成した確定申告書そのまま送信することができます。また、今までのマイナンバーカードを利用した申告方式も引き続き利用可能です。詳しくは、多治見税務署にお問い合わせください。

自分で申告書を作成・提出

国税庁ホームページで申告書を作成し、郵送などで提出できます。

提出先

- 所得税の確定申告書⇨多治見税務署（〒507-8706 多治見市白山町一丁目209番地）
 - 市・県民税の申告書⇨税務課
- ※申告用紙は1月24日（木）から税務課や各連絡所で配布します。

書類は事前に作成を

添付書類などの作成には時間がかかります。来場前に準備してください。また、会場にコピー機はありませんので、写しが必要な場合は事前におまきましよう。

申告会場では、次のように必要書類の整理や計算が済んでいる人から受け付けます。

- 源泉徴収票を全て持参している
- 収支内訳書の計算、記入ができている（事業所得のある人）
- 医療費の領収書の合計が明細書に記入できている など

市で受付できない申告

次のいずれかに該当する人は多治見税務署で申告してください。

- 営業・農業・不動産所得があり、収支内訳書を作成していない
- 青色申告・損失・先物取引・譲渡所得（株式・土地建物の売買）の申告
- 消費税、贈与税などの申告
- 所得税の住宅関連控除を初めて申告する
- 国外で生じた所得がある
- 過年分（平成29年分以前）の申告

申告相談会場などの案内

総合会館 5階

期間 2月18日（月）～3月15日（金）の平日
時間 午前9時～午後4時

税理士による無料税務相談

期日 2月18日（月）、19日（火）、22日（金）～28日（木）の平日
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
※内容により受け付けできない場合があります。

地区センター（以下㊤）

会場	期日	受付時間
土田㊤	2月12日（火）	午前9時～午後3時
平牧㊤	2月13日（水）	
今渡㊤	2月14日（木）	
春里㊤	2月15日（金）	
桜ヶ丘㊤	2月26日（火）	
帷子㊤	2月27日（水）	
	2月28日（木）	
	3月1日（金）	

多治見税務署

期間 2月18日（月）～3月15日（金）の平日
時間 午前9時～午後4時
※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。
※駅北立体駐車場120分無料。
問合先 多治見税務署
☎0572-20101

※待ち人数などの状況により、受け付けを早めに終了することがあります。

申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類（マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票など）と身分証明書（運転免許証や保険証など）
- ②印鑑（スタンプ印でないもの）
- ③本人名義の預金通帳（所得税が還付になる人）
- ④「確定申告のお知らせ」のはがき、または通知書（税務署から送られた人のみ）
- ⑤収入の分かるもの

昨年の収入（所得）について	必要な書類（原本）
給与や年金の所得があった人	源泉徴収票（勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行したもの）
報酬、配当などの所得があった人	支払調書、支払通知書（支払金額のわかるもの）
事業所得（営業、農業、不動産など）があった人	収支内訳書
生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った人	保険会社から発行される支払金額、掛け金の分かる証明書など

⑥控除を受けるために必要なもの（主なもの）

控除の種類	必要な書類（原本）
社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料）	控除証明書、支払証明書（支払った金額の分かるもの）
生命保険料控除、地震保険料控除	保険料の支払証明書
配偶者控除、配偶者特別控除	源泉徴収票など 配偶者の平成30年中の所得金額の分かるもの
障害者控除（本人や扶養親族で障がいのある人や要介護認定者がいる場合など）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など 要介護認定者は、介護保険課発行の障害者控除対象者認定書が必要（市の申告会場では不要）
勤労学生控除	学生証、在学証明書
医療費控除	医療費控除の明細書（様式は国税庁ホームページからダウンロード可）、医療費の領収書（明細書を添付すれば提出は不要） 保険金などの補てん金額のある人は、補てん金額の分かるもの。おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。1度選択すると変更はできません。	健診や予防接種など一定の取り組みを行ったこと分かる書類（または結果通知表の写し）、セルフメディケーション税制の明細書
住宅借入金等特別控除（2年目以降）	借入金の年末残高証明書、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
寄附金控除	領収書・受領書